

一般財団法人山形県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山形県交通安全協会（以下「本会」という。）と称する。
(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県天童市に置く。
(地区交通安全協会)

第3条 本会は、従たる事務所（以下「地区交通安全協会」という。）を山形県内に置き、その名称及び所在地を、別表1のとおりとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、交通の危険防止のため交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通の安全を推進するための企画及びその実施
- (2) 交通安全思想の普及及び宣伝
- (3) 交通安全対策の調査及び研究
- (4) 交通関係の諸問題についての建策及び建議
- (5) 自動車運転者の資質向上に関する施策
- (6) 交通安全に功労のあった者及び団体の表彰
- (7) 交通安全に関する各種資料の刊行
- (8) 交通安全に関するもので行政機関等から委託又は指定を受けた事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、別表2のとおりとする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号

の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間、その写しを、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。
- 3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
（長期借入金）

第10条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

第4章 会 員

（会員の種類等）

第11条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 地区会員
第42条の規定に基づき会長が定める地区会員（正会員、地区賛助会員及び地区特別会員をいう。以下この条文において同じ。）
 - (2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は法人その他の団体で、理事会の承認を得たもの。
 - (3) 特別会員
社会教育等関係団体、学識経験者又は本会のために功労のあったもので、会員となることについて本会が要請し、理事会の承認を得たもの。
- 2 前項に定める地区会員のうちの正会員及び賛助会員は、理事会において決定した額に従い、会費を納入するものとする。

第5章 評 議 員

（評議員）

第12条 本会に評議員3名以上22名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会長とし、評議員の互選により選定する。

（評議員の選任及び解任）

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から195条までの規定に従い、評議員会において行う。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員の報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。ただし、評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、出席評議員の中から互選で選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第7章 役員及び顧問

(役員 の設置)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長に、5名以内を副会長に、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員 の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、常勤理事とする。

4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、常勤理事として会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事については再任を妨げない。

5 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお、理事及び監事として権利義務を有する。

(役員 の解任)

第28条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、評議員会の決議で定めた額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第30条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会の決議により行う。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第8章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 会長は、本会の事業の円滑な運営をはかるため必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の選任及び解任に当たっては、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 地区協会

(事業)

第39条 地区交通安全協会は、第5条各号に掲げる事業のうち、地区交通安全協会の活動区域において第4条に規定する目的を達成するため必要な事業を理事会の決議に基づき行うものとする。

(地区協会会長)

第40条 地区交通安全協会に、地区交通安全協会会長（以下「地区会長」という。）を置く。

2 地区会長は、理事会の決議に基づき会長が任命する。

(地区協会の役員)

第41条 地区交通安全協会に、地区会長のほか所要の役員を置く。

2 前項の地区会長及び役員については、地区会長の推薦により会長が任命する。ただし、理事会の決議を経て、会長が別に定める役員については、理事会の承認を受けなければならない。

(地区協会の組織及び運営)

第42条 地区交通安全協会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第4条及び第5条並びに第13条についても適用する。

(解散)

第44条 本会は、基本財産の滅失その他の事由による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第13章 公告の方法

(公告)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第14章 雑 則

(委任)

第47条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」とい

う。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は鈴木重行とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 本会の最初の評議員は次に掲げる者となる。

大宮浩、小林惣三郎、沼沢善右エ門、古内祐司、加藤昌宏、伊藤巳規男、柴崎順弘、大類康一、沓澤康平、高橋義昭、奥山篤弘、上林直樹、阿部昭、松浦安雄、富樫毅、平井健一、加藤美恵子、大沼恒雄、金子周治、貝沼新八、佐藤泰夫、佐藤和志

5 本会の最初の理事は次に掲げる者となる。

鈴木重行、稲毛健一、大川隆雄、大友恒則、大風茂吉、柴田松夫、笹原光政、中野新、大城至男、伊藤榮二、佐竹敬一、早坂諭、齋藤君夫、高橋・次郎、佐藤晏弘、小山和夫、吉野榮壽、菅原弘紀、安藤昭雄、奥山公吉、猪俣吉市、齋藤惇、遠藤栄次郎、森谷浩、舟山政紘、伊藤喜和子、相馬健一、目崎義美

6 本会の最初の監事は次に掲げる者となる。

宮崎信三、江目一正

附 則

1 この一部改正は、平成27年6月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

従たる事務所

名 称	所 在 地
山形地区交通安全協会	山形市
上山地区交通安全協会	上山市
天童地区交通安全協会	天童市
寒河江地区交通安全協会	寒河江市
村山地区交通安全協会	村山市
尾花沢地区交通安全協会	尾花沢市
最上地区交通安全協会	新庄市
庄内地区交通安全協会	東田川郡庄内町
酒田地区交通安全協会	酒田市
鶴岡地区交通安全協会	鶴岡市
長井地区交通安全協会	長井市
小国地区交通安全協会	西置賜郡小国町
南陽地区交通安全協会	南陽市
米沢地区交通安全協会	米沢市

別表2 (第6条関係)

基本財産

財産種別	場所・物量
定期預金	山形銀行県庁支店 3,025,600円